



平成25年度

市県民税、国民健康保険税の申告の時期です

納税義務者が、課税標準額となる所得金額や諸控除額などを申告する時期です。申告がないと保育園の入園、公営住宅の入居などの手続きの際、必要な所得証明書が発行できないなど不利益をこうむる場合もありますので、忘れずに申告期限までに申告してください。

お問い合わせ 市民税課 ☎861-3328

受付期間	平成25年2月18日(月)~3月15日(金)	3月16日(土)~6月2日(日)
受付会場	那覇市民会館(中ホール) (新庁舎・各支所では受付できません。)	※申告受付停止 (新年度の課税準備のため停止します。) 申告受付の再開は、 6月3日(月)となります
受付時間	午前9時~午後4時まで (土・日は受付できません)	

※但し、土曜日・日曜日の対応として、2月23日(土)は市民税課(新庁舎3階)のみ、3月10日(日)は市民会館のみで受け付けします。日時、会場を確認して申告してください。

●郵送による申告の受付も可能です。3月15日(金)必着で送付してください。前年中に収入がなかった方、または、源泉徴収票、保険料控除の証明書などの必要書類(添付書類は原則お返ししません)が揃っている方に限ります。記載内容に不備があったり、必要書類が同封されていないときは、当該申告書を返送する場合があります。送付先→市民税課 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

●駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)をご利用ください

e-Taxを利用して確定申告すると...

- 最高3,000円の税額控除!(過去に控除を受けた方は該当しません)
- 源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。
- 還付金を早く受け取ることができます。

※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)
[お問い合わせ]
那覇税務署個人課税部門(☎867-3101)

地方税の電子申告は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください!

特別徴収に関する給与支払報告書の提出及び各種提出等はインターネットを利用した電子申告をご利用ください。ご利用するには、インターネットに接続されているパソコン、メールアドレス、電子証明書などが必要になります。

※詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp)をご確認ください。
[お問い合わせ]
eLTAXサポートデスク
☎0570-081459(ハイシコク)

よくある質問

Q 私の妻はパートの給与収入がありました。配偶者控除や配偶者特別控除の対象になりますか?
A 配偶者控除の対象は、配偶者の所得金額が38万円以下かどうかで決まります。配偶者の所得の非課税限度額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係は次の表のとおりです。

パート収入金額(所得金額)	所得税	市・県民税	夫・妻の所得から(参考)	
			配偶者控除	配偶者特別控除
97万円(32万円)以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円(32万円)超~103万円(38万円)以下	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円(38万円)超~141万円(76万円)未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円(76万円)以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない

まずはチェック↓↓↓

スタート!! あなたは市・県民税の申告が必要?

いいえ
 那覇市への市・県民税の申告は不要です。平成25年1月1日現在、居住の市町村で申告してください。

はい
 平成25年1月1日現在、那覇市に居住していましたか?

いいえ
 平成24年中に収入がありましたか?

はい
 申告義務はありません。ただし、国民健康保険加入の方は保険税の算定資料となるため申告してください。また、他の制度利用や所得証明等のサービスを受けるために申告が必要な場合もあります。

はい
 税務署へ所得税の確定申告を提出していますか?

いいえ
 市・県民税申告は必要ありません。

●給与収入がある方●
 勤務先から那覇市に給与支払報告書が提出されている方は申告の必要はありませんが、以下の方は申告が必要です。
 ○年末調整をしていない方
 ○給与以外に収入があった方

●公的年金収入がある方●
 (遺族年金、障害年金除く)
 申告は必要ありませんが、以下の方は申告が必要です。
 ○扶養や社会保険料など控除の追加がある方
 ○年金以外に営業、不動産などの収入があった方
 ○年金以外に給与収入があった方で年末調整していない方

●営業所得、不動産所得などの収入がある方●
 申告が必要です。帳簿や領収書などをもとに申告書を記入してください。
 ※帳簿・領収書等は、項目別に整理してすべてご持参ください。

市税の使い道

市税は、教育や福祉、公園や道路の整備など、みなさんが安心・安全に、そして健康で快適に過ごせるまちづくりのため、さまざまなサービスに使われています。みなさんに納めていただいた税金は1万円あたり、次のように使われます。

(平成24年度当初予算の歳入1,256億2,300万円より算出)

1 児童・高齢者・障がい者の福祉、生活保護などに使うお金	¥4,540	5 小・中学校、幼稚園など教育文化につかうお金	¥910
2 那覇市が国や金融機関から借り入れたお金の返済するための費用	¥1,230	6 こみ処理などの公衆衛生や予防接種などより健康になってもらうための使うお金	¥650
3 道路や公園、市営住宅などの公共施設に使うお金	¥1,170	7 火事や地震などの災害から市民を守るために使うお金	¥200
4 役所を運営するためのお金	¥1,060	8 その他(議会費・商工費など)	¥240

※税金の中には、国税税のような特定の目的のために徴収されているものもあります。この特定財源は、表の「市税1万円の使い道」には含まれていません。

2013 SPRING CAMP in NAHA

那覇キャンプ

「オープン戦」

2月23日(土) 13時
巨人 VS 広島

2月24日(日) 13時
巨人 VS 東北楽天

〔チケット一般発売〕
発売場所/ファミリマート、沖縄セルラースタジアム那覇、琉球新報社事業局泉崎ビル

特別内野指定席/3,800円
内野指定席/エキサイトシート/3,000円
内野自由席/大人2,000円 子1,000円
外野自由席/大人1,200円 子500円

【練習試合】※2月18日(月)・2月22日(金)は休養日です
 ●2月19日(火)13時/巨人 VS サムスン(韓国)
 ●2月20日(水)13時/巨人 VS 阪神
 ●2月21日(木)13時/巨人 VS ヤクルト
 ●2月25日(月)13時/巨人 VS LG(韓国)

イベントゾーンでは、ジャイアンツOBによるトークショーや沖縄ならではの伝統芸能やエンタテインメントが楽しめます。さらに、球場広場前にある大型ビジョンでは練習や試合の中継に加えて、なんとジャイアンツのお宝映像も放映します。

那覇キャンプならではの
 ●ブルペン内にも観覧席があるよ!
 ●地上観戦場
 ●投手エリア
 ●ピクトリーロード
 ●県立武道館
 ●エンタテインメントゾーン
 ●本球場
 ●サブグラウンド
 ●テニスコート
 ●ドリームロード
 ●室内練習場

那覇キャンプならではの
 ●地元で人気の味から定番メニューも充実
 ●沖縄ならではの限定グッズが沢山
 ●選手の記録に挑戦体験ゾーンを新設

お問い合わせ 観光課 ☎862-2626

介護認定を受けており一定の条件を満たす方には、確定申告の際に税控除の証明として必要な「障がい者控